

第1章 總 則

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、紫波町（以下「町」という。）の全域並びに町民の生命、身体及び財産を風水雪害、地震等の災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、紫波町防災会議が作成する計画で、町、岩手県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関がそれぞれの全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災対策に万全を期するために必要な災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

第2節 町民の責務

町民は、法令、「みんなで取り組む防災活動促進条例」（平成22年岩手県条例第49号）又はこの計画により防災上の責務とされている事項については、誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するよう努める。

また、同条例の定めるところにより、将来の災害に適切に対応するため、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、要配慮者等（高齢者、障がい者、難病患者、妊娠婦、乳幼児、外国人等）への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、みんなで防災に取り組むものとする。

〔資料編 1-2-1 みんなで取り組む防災活動促進条例（平成22年10月15日岩手県条例第49号）〕

第3節 他の計画及び他の法令に基づく計画との関係

1 岩手県地域防災計画との関係

この計画は、岩手県地域防災計画と整合性を有するものとする。

2 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、町の地域に係る防災対策として総合的かつ基本的な性格を有するものであって、災害対策基本法第42条1号に掲げる防災業務計画に抵触するものであってはならない。

3 この計画は、町における他の計画と矛盾し又は抵触することがあってはならない。

第3節 災害時における個人情報の取扱い

町は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、法及びそれが定める条例の規定に従って、あらかじめ必要な取扱いを定めるよう努める。

第4節 町防災会議

1 所掌事務

防災会議の所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 紫波町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

2 組織

町防災会議の組織は、町防災会議条例による。

〔資料編 1-4-1 紫波町防災会議条例〕

〔資料編 1-4-2 紫波町防災会議運営規程〕

3 町防災会議の招集

町防災会議の招集は、会長が会議開催の5日前までに開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して行う。

ただし、急を要する場合は、この限りでない。

第5節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災対策の検討を通じて、お互いに平時から災害の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

1 町

町は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。

2 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導、助言等を行う。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 町、消防機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。 (3) 防災訓練の実施に関すること。 (4) 防災知識の普及及び教育に関すること。 (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。 (6) 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関すること。 (7) 災害応急対策の実施に関すること。 (8) 被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること。
盛岡地区広域消防組合紫波消防署 紫波町消防団	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防活動に関すること。 (2) 救急及び救助活動に関すること。 (3) 災害予防対策の実施協力に関すること。 (4) 災害応急対策の実施に関すること。

2 岩手県の組織の出先等機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
盛岡広域振興局	(1) 災害時における管内区域の県管理の道路及び橋梁等の応急対策に関すること。
岩手県県央保健所	(2) 管内区域の県管理の道路、橋梁、河川及び砂防施設の被害調査及び災害復旧に関すること。
岩手県立中央病院附属紫波地域診療センター	(3) 災害時における管内県機関に係る応急対策の実施に必要な総合調査に関すること。
盛岡農業改良普及センター	(4) 災害時における情報の収集等に関すること。
岩手県中央家畜保健衛生所	(5) 管内区域の農畜産施設等の被害調査に関すること。
紫波警察署	(6) 災害救助法等による救助活動に関すること。
	災害時における警備に関すること。

3 自衛隊

機 関 名	業 務 の 大 綱
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関すること。

4 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
盛岡森林管理署	(1) 国有林の保安林、保安施設等の整備に関すること。 (2) 山火事防止対策に関すること。 (3) 災害復旧用材の供給に関すること。
東北農政局岩手県拠点	災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
仙台管区気象台 (盛岡地方気象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達並びに解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
岩手河川国道事務所	(1) 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 指定河川の洪水予報・警報の発表及び伝達に関すること。 (3) 水防活動の指導に関すること。 (4) 災害時における交通規制及び緊急輸送道路の確保に関すること。 (5) 直轄公共土木施設の復旧に関すること。

5 指定公共機関

機 関 名	業 務 の 大 約
日本赤十字社岩手県支部	(1) 災害時における医療救護に関すること。 (2) 救援物資に関すること。 (3) 義援金の受付に関すること。 (4) 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。
日本放送協会盛岡放送局	(1) 気象予報・警報等の放送に関すること。 (2) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3) 町長からの要請に基づく災害放送に関すること。 (4) 防災知識の普及啓発に関すること。
東日本高速道路㈱東北支社 盛岡管理事務所	(1) 高速自動車道の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 (3) 高速自動車道の復旧に関すること。
東日本旅客鉄道㈱盛岡支社 日本貨物鉄道㈱東北支社	(1) 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 (2) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
東日本電信電話㈱岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱ ㈱N T T ドコモ K D D I ㈱ ソフトバンク ㈱ 楽天モバイル	(1) 電気通信設備の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における通信の確保に関すること。 (3) 電気通信設備の復旧に関すること。
日本通運㈱仙台支店ロジスティクス第二部 北東北福山通運㈱盛岡支店 佐川急便㈱岩手支店 ヤマト運輸㈱盛岡支店 岩手西濃運輸㈱	災害時における車両による緊急輸送に関すること。
東北電力ネットワーク ㈱盛岡電力センター	(1) 電力施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における電力供給に関すること。 (3) 電力施設の災害復旧に関すること。

6 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 の 大 約
日本放送協会盛岡放送局 ㈱I B C 岩手放送 ㈱テレビ岩手 ㈱岩手めんこいテレビ ㈱岩手朝日テレビ ㈱エフエム岩手 ㈱岩手日報社	(1) 気象予報・警報等の放送に関すること。 (2) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3) 町長からの要請に基づく災害放送に関すること。 (4) 防災知識の普及啓発に関すること。
(公社) 岩手県トラック協会 (公社) 岩手県バス協会 岩手県交通(㈱)紫波営業所	災害時における車両による緊急輸送に関すること。
山王海土地改良区 紫波東部土地改良区 鹿妻穴堰土地改良区	(1) 水門、水路、ため池等の施設の整備及び災害防止に関するこ と。 (2) 水門、水路、ため池等の災害復旧に関すること。
(一社) 岩手県高圧ガス保安 協会盛岡支部	(1) ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給に関すること。 (3) ガス施設の災害復旧に関すること。
(一社) 岩手県医師会 (一社) 岩手県歯科医師会 (一社) 紫波郡医師会	(1) 医療救護又は歯科医療救護に関すること。 (2) 遺体の検視、検案、身元確認及び処理の協力に関すること。

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	業 務 の 大 約
社会福祉法人 紫波町社会福祉協議会	(1) 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。 (2) 岩手県災害派遣福祉チームの派遣調整に関すること。
岩手中央農業協同組合 岩手県農業共済組合 盛岡地域センター 岩手中央森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関するこ と。 (2) 農林水産関係に係る町が実施する被害調査及び応急対策に 対する協力に関すること。 (3) 被災農林家に対する融資及び融資のあっせんに関するこ と。 (4) 被災農林家に対する種苗その他営農資材のあっせんに関する こと。
紫波町商工会	(1) 商工業関係に係る町が実施する被害調査及び応急対策への協 力に関すること。 (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること。 (3) 救助物資、復旧用資機材等の確保に対する協力に関すること。
一般病院、診療所等	(1) 収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関するこ と。 (2) 災害時における負傷者等の収容及び医療救護に関する こと。
危険物保管施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること。
一般運送事業者	災害時における車両による緊急輸送に関すること。
ダム施設の管理者	ダム施設の防災上の整備及び災害防止に関すること。

第6節 町の概況

1 位置

町は、岩手県のほぼ中央、県都盛岡市と花巻市の中間に位置し、東部地域に南北に走る北上山地、西部地域に南北に走る奥羽山脈がある。東部・南部は花巻市、西部は雫石町、北部は矢巾町及び盛岡市に接している。

北上川を中心にして東西に 27.9 km と細長く、南北 12.9 km で、境域は、次のとおりである。

方 位	地 名	東 経	方 位	地 名	北 緯
東 端	盛岡市	141° 18'	南 端	花巻市	39° 28'
西 端	雫石町	140° 57'	北 端	盛岡市	39° 36'

2 面積

本町の面積は 238.98 km² である。

〔資料編 1-6-1 地目別面積〕

3 地勢及び地質

(1) 山地

町は、総面積の約 37% が山林原野等によって占められ、平地は、町の中央部を南北に貫流する北上川筋にひらけている。

ア 奥羽山系

町の西部を南北に走る奥羽山脈のすそ野に広がる扇状地の低地形及び砂礫段丘の台地からなる平野であり、その大部分が火山質及びその堆積物からなり、平たん地は第4紀層の砂礫の未固結堆積物がすべてを占めている。

イ 北上山系

奥羽山脈と平行に、町の東部を南北に走る北上山系は、北上山地の中起伏状山地を主体とし、小起伏山地、山麓地の山地型及び丘陵地並びに台地が複雑に混在している。その大部分が石灰質岩石となり、表層地質は古生代の泥岩、石灰岩の団結堆積物、中生代の蛇紋岩質岩石斑柄岩質志石の深成岩が中心となっている。

(2) 河川と平野

奥羽山脈より東に流れる滝名川、太田川、岩崎川、黒沢川、北上山地より西に流れる赤沢川、彦部川、天王川、姉市川は、町の中央部を流れる北上川に合流し、太平洋に注いでいる。北上平野に属した肥沃な地帯である。

ア 北上川

北上川は、岩手郡岩手町に源を発し、町の中央部をゆるやかに南流しており、水量も豊かである。

イ 滝名川、彦部川、その他の河川

奥羽山脈、北上山地より流下し、北上川に合流しているが、いずれの河川も急流をなし、蛇行している。

(3) 地質

町の地質は、おおむね資料編のとおりである。

〔資料編 1-6-2 紫波町の地質〕

4 気候

(1) 気候型と気候区分

気候をその特徴によって分類したのが気候型であり、その分布地域を示したもののが気候区分である。

気候型は、種々の気候因子によって生じたもので、緯度によって熱帯気候、温帯気候、寒帯気候、海陸の分布によって海洋気候、海岸気候、地形によっての内陸気候、盆地気候、海拔高度によっての高原気候、山岳気候等に分類されるが、これらが相互に結びついてその地域特有の気候区分が決まるわけである。日本の気候型は、温帯気候（亜熱帯から亜寒帯までの巾を持つ。）及び海洋気候を基本としているが、緯度地形、海拔高度等により、一般には次の5気候区に大別される。

太平洋側型（東部北海道型、三陸常磐型、関東東海型、中央高原型）

日本海側型（オホツク海型、東北北海道型、北陸山陰型）

南海型（九州東部型、四国紀伊南部型）

瀬戸内型（瀬戸内海面地域）

九州型（主に九州西部）

このような気候型に分ければ、本町の気候は、太平洋側型のうち三陸常磐型に属する所が多いが、常磐地域とは緯度的にかなり違つており、また親潮寒流の影響を長期間受けていることなどから考えて、太平洋側型の三陸型として別個に扱われるべきと考える。

気候の特徴は、海岸からの距離がかなり大きいので、内陸型の気候特性を示すが、奥羽、北上両山系にはさまれていて盆地型の気候を示すことも多い。冬期には日本海側型の気候を示すこともある。降積雪量は、西部山沿い地帯が多い。朝方の冷えこみの強いことも内陸気候を示している。当町の年平均気温は10.4℃、降水量は年間1,270mm程度である。

〔資料編 1-6-3 盛岡地方気象台等による観測結果〕

(2) 気象災害

日本は大陸の東端に位置している関係上気象変化が激しく、古来多くの気象災害に悩まされて来ている。災害の自然的要因（破壊力）の主たるもののが気象現象である場合を気象災害と言い、種類として風害（強風、竜巻）、水害、雪害、雷害、干ばつ、冷害、霜害等に分類されるが、これとは別に、地震、津波、噴火、火災がある。

町域で発生する災害の主なものは水害、雪害等がある。

季節的推移からみて、特に注意すべき異常気象の出現状況は次のとおりである。

ア 大雪

西部山沿い地帯は、降積雪が多い。これらの大雪は、主として北西季節風が奥羽山脈に吹きつけて降らせるもので、山頂から東に進むにつれて減少する。

イ 春の暴風、異常乾燥、晩霜

3月末頃から4月を中心南寄りの強風に見舞われることがある。これは、冬期が解消して、移動性高気圧と低気圧が交互に本州を東進する際、低気圧が日本海に入つて発達すると本州全体に南寄りの暖かい強風を吹かせるものである。天気は周期的に変わり、その度毎に気温が上昇して、「なだれ」や融雪洪水を起こし、大陸からの乾燥気団に伴う異常乾燥や晩霜が出現する。

ウ 梅雨期の大雨

梅雨期型気圧配置の際、オホーツク海から三陸沖に広がる北方高気圧から親潮寒流上を冷湿な山背風となって吹走してくることが多いが、最近はこの型とは多少趣を異にし、沿海州方面から大陸寒気流が北西風に乗って降ってくるケースも多くなっている。いずれにしても、梅雨前線が本州南岸沿いに形成され、梅雨の初期には雨の降り方も地雨式のしとしとした降り方が多いが、末期には低気圧の進路が一層接近するのでかなり強く降るようになる。ことに梅雨の終り頃（7月中旬～下旬始め）梅雨前線の北上通過に際しては雷雨を伴い、いわゆる梅雨末期の大雨を降らせることが多い。大雨の中心は、日本海側にあることが多く、西部山沿い地帯を中心として降る。

エ 夏の大雨と台風

盛夏期、北方を通る低気圧から南に伸びる前線の通過でかなりの雨が降るが、これが台風の雨に重なって局地的大雨をもたらすことがある。日本に襲来する台風は7月～9月がおもであるが、東北地方では8月～9月に多い。暑いさかりにくる台風は、日本にくるものでも発達期にあるものや、最盛期のものもあり、余り衰えないうちにやって来るので、被害の大きいことが多い。また、上層風が弱いので進行が一般に遅く、かつ進路も定まらず、いわゆる迷走台風に類するものが多く進路予想も困難である。一般には、本州を迂回して朝鮮や大陸方面に進むものが多いが、日本海に入って東進することがあり、通過の際大雨を降らせることがある。

オ 秋の長雨と台風

夏の始めに梅雨があり、夏の終わりに秋の長雨がある。これは梅雨前線が北上通過する際の梅雨期の大雨、一旦北上した前線が夏の終わりころ再び南下する際に降らせる前線性の大雨が秋の長雨である。降水量のピークは7月と9月に現れるが、7月は梅雨前線による西部山沿い地帯が主体であり、9月は県北東部が主体となっている。過去大水害を起こした台風は、おおむね関東地方から三陸沖を進むような経路を通るものが多く、昭和23年9月のアイオン台風等がその例にあげられる。

第7節 災害の発生状況

〔資料編 1-7-1 町における異常気象等による主な災害〕